

佐賀市長 秀島敏行から協議のあった佐賀市営土地改良事業（ほ場整備）須田地区の計画の変更については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）附則第 33 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 59 条の規定による改正前の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成 24 年 3 月 24 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号）に提出してください。

平成 24 年 2 月 10 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

佐賀市営土地改良事業（ほ場整備）須田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 24 年 2 月 10 日から平成 24 年 3 月 9 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所